

# SCOPE

未来への  
羅針盤  
スコープ

Feb. 2017  
No.188

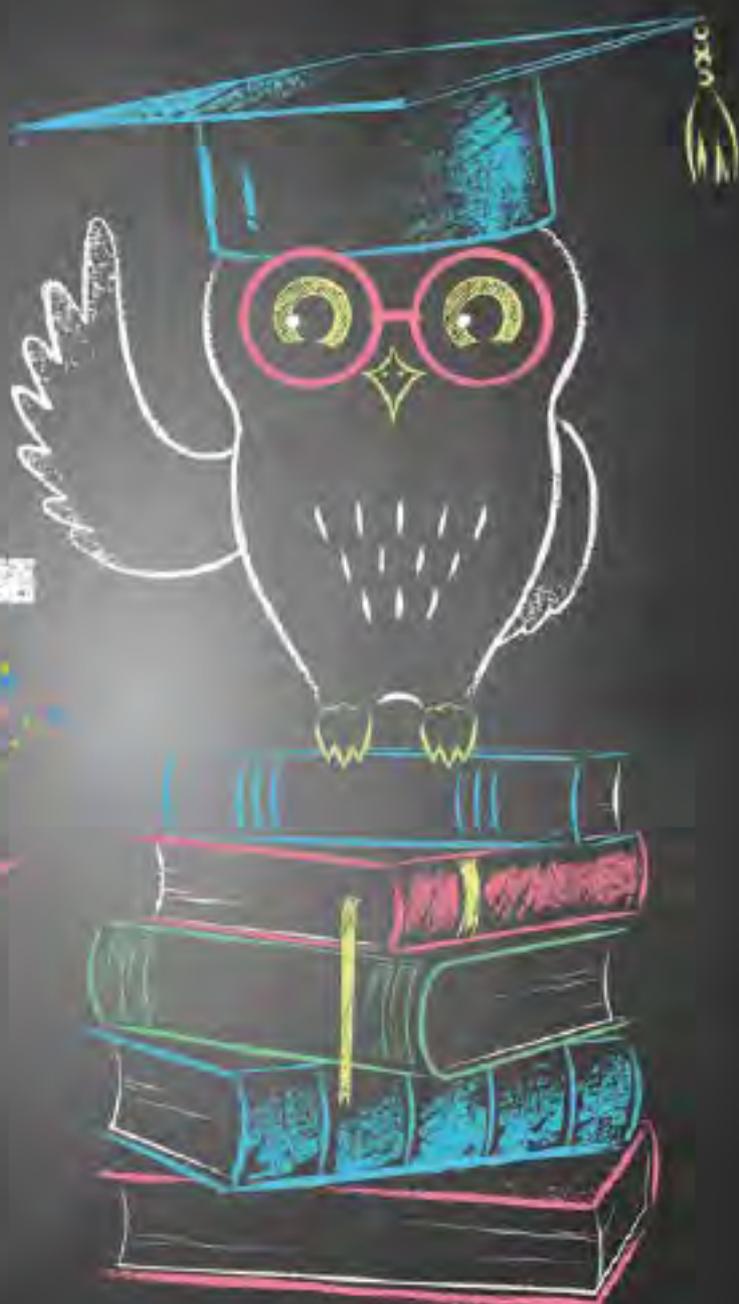
2  
月号

好評連載

「ぶらトク」横浜三塔物語  
医療ステーション

大好評!

税務・税金の話



特集

税金について学ぼう

# CONTENTS

01-03

## 税金について学ぼう

04 ●税金Q&A  
金地金(ゴールド)の税金

05 ●医療ステーション  
医師の地域偏在の影響

06 ●税金  
平成29年度税制改正大綱

07 ●国際税務  
カンボジアの税制概要

09 ●コラム  
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム  
徳田孝司の  
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く  
「ぶらトク」

今月号のテーマ  
「勉強法」

今月の執筆者には、オススメの勉強法について  
紹介をいただいています。

「オススメ  
勉強法」

## S T A F F

発行人  
徳田孝司

編集総責任者  
佐脇ゆかり

広報室  
佐脇ゆかり  
東方実菜子

編集長  
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)  
編集  
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)  
生出祐子(And-Fabfactory)

デザイン  
片寄雄太(And-Fabfactory)  
東方実菜子(社・本郷 税理士法人)

撮影  
吉永和志  
ライター  
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ  
印刷所 株式会社三千和商工  
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は  
社・本郷 税理士法人  
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6  
JR新宿ミライナタワー28階  
TEL:03-5323-3312 広報室  
Mail:scope@ht-tax.or.jp

# 税金について学ぼう

2月6日  
(月) 日直

- 1限目【税金とは何か】
- 2限目【税金の種類】
- 3限目【税金の歴史】
- 4限目【税金の未来】

会社の利益には法人税、給料には所得税、毎日の買い物には消費税と、私たちの日常のいたるところに、『税金』が登場します。あまりにも身近な存在ですが、知っているとなかなか言いきれない『税金』について、辻・本郷税理士法人・顧問の田中弘先生と一緒に基本的なことを学んでみましょう。

## 1限目：そもそも税金って何だろう？

事業や暮らしの中で、ことあるごとに税金がかかっていることは、皆様が体感されているはずです。それでは、どのようなときに税金が発生するのでしょうか？

答えは簡単で、お金や資産が移動したときです。動かせるということは、支払い能力があり、そこで課税できるということが基本的な考え方です。ただ、長い歴史の中で制度が追加・改変され続けたため、仕組みが複雑になり、全容を理解することが難しくなっています。

根本的な概念としては、税制度を生み出したギリシア・ローマ時代から現在まで、常に必要な国家運営費と臨時で必要になる戦費で構成されているのが税です。

税金とは何か？という質問につ

いては、国税庁のWEBサイトに「税金は社会を支えるための会費」と国の見解が書かれています。もし税が存在しなければ、さまざまなライフラインの充実や医療・福祉・教育などのサービスが受けられず、すべてが自己負担に。豊かな暮らしのためにも、税は絶対に必要なものです。ただ、現状の税制がベストかどうかは、歴史的にも、世界的にも、常に議論の対象となっています。

本来ならば、最初に実現したい行政サービスがあり、その内容を実現する予算を得るために税率を考えるべきですが、税制があまりにも巨大化・複雑化してしまったため、数字の側から税を決め、確保した予算を使っているのが実情です。

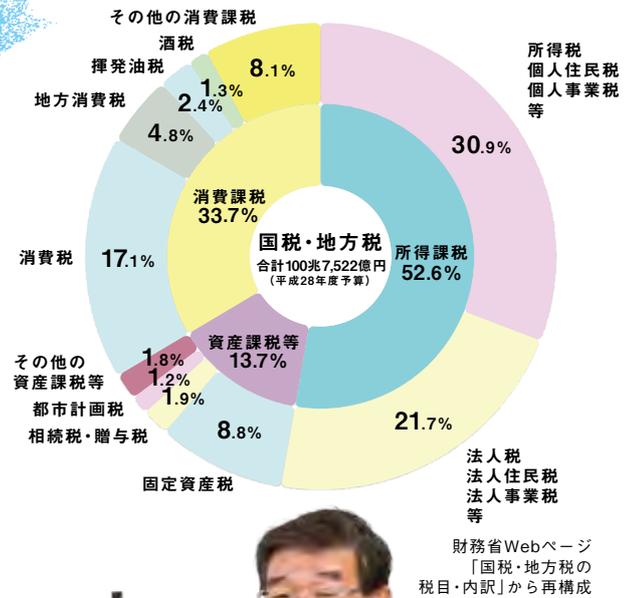
講師 田中弘  
神奈川大学名誉教授  
辻・本郷 税理士法人顧問  
北海道札幌市生まれ。早稲田大学の博士課程を修了後、愛知学院大学商学部講師・助教授・教授を経て、神奈川大学経済学部教授およびロンドン大学客員教授を歴任。専門は財務会計論、経営分析。

## 2限目:税金の種類や流れ

直接税		
国税	✓ 所得税	✓ 法人税
	地方法人特別税	復興特別所得税
	地方法人税	✓ 相続税
	✓ 贈与税	
地方税	✓ 住民税	✓ 事業税
	自動車税	自動車取得税
	軽自動車税	鉱区税
	狩猟税	鉱産税
	不動産取得税	✓ 固定資産税
	事業所税	都市計画税

間接税	
✓ 消費税	酒税
たばこ税	たばこ特別税
揮発油税	石油ガス税
自動車重量税	航空機燃料税
石油石炭税	電源開発促進税
関税	特別とん税
登録免許税	印紙税
✓ 地方消費税	地方たばこ税
ゴルフ場利用税	自動車取得税
軽油引取税	入湯税

✓ = 税理士が取り扱う税金



SCOPEの読者さまの多くが会社の経営者とお聞きしていますので、法人税とその周辺の税制について、一度おさらいをしてみます。

企業にはオーナーがいて、資金を投資しています。企業はその資金を運用して業績を上げ、結果を株主総会で報告します。決算をすることで、財務諸表上の利益が確定し、その額に税金をかけるというのが法人税の簡単な流れです。

法人税は一定の税率ですが、事業内容や経理の仕方により、調整が入ることもあります。日本をはじめ、ドイツ、フランスなどでは、企業が申告書を自分で作成します。アメリカやイギリスなどの場合は、必要なデータを国に渡すと、税額を計算して納税命令として戻ってきます。

また、会社も人も、存在する限り住民税がかかります。企業は事業の中で、道路や橋、ライフラインなどさまざまな行政サービスを受益しているため、地方税としての法人事業税も課税されていますね。つまり、お金が動くところすべてに税金が課せられているのです。法人税以外では、社員に給与を支払うときや、オーナーに利益を分配するときに、対象者が所得税が課税されます。

ひとくちに法人税といいますが、

約35%といわれる日本の法人税とは、前述の「法人税」、「法人事業税」、「法人住民税」を合わせた「法定実効税率」のことを指します。日本の国策としては、30%ぐらいに下げたいと考えているようですが、国際競争力の観点から、経団連は25%程度を希望しています。

税収の約2割を占める法人税を減税して、財源は確保できるのでしょうか？

減税により企業の競争力が上がり、成長することで税率を下げても税収を上げられるという狙いと、課税する法人の敷居を下げ、広く徴収することでカバーする狙いがありますが、それだけでは財源が確保できない可能性があるため、法人税の減税の穴埋めとして、消費税の話

がちらぼらと顔を出すわけです。

上の図にもまとめていますが、あらゆるお金の動きに対して税が課せられていると考えて、ほぼ間違いはありません。また、所得税、法人税、消費税が税収の大部分を占めることもよく分かります。それだけ、法人税・消費税の税率は影響力が大きく、特に注目すべき税金であるといえます。

### 【コラム】

こんなところにも税金が  
たとえば、電車に乗って1泊2日の温泉旅行に出かけたとき。切符や宿泊費、食費などにはすべて消費税がかかります。温泉に入ると入湯税が必要になり、ゴルフをラウンドするとゴルフ場利用税がかかります。旅先でレンタカーを借りれば、消費税はもちろん、揮発油税や地方道路税が課せられます。暮らしを豊かにする税ですが、書き出すともろろ種類になるほど、私たちはありとあらゆるところで税を支払っています。

参考資料: 税務会計入門 (税務経理協会)

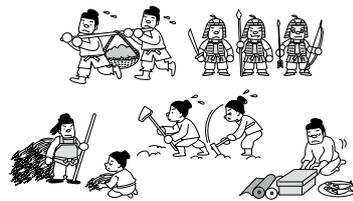


## 3限目：現在の日本に影響を与えた税金の歴史



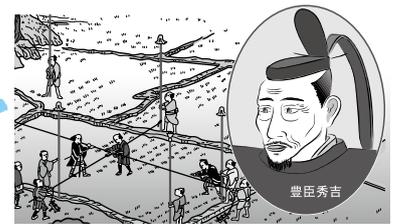
### ギリシア・ローマ時代

世界で初めて税制を体系的に実施した時代です。国家の守りを固め、他の土地の資源を取得するために、軍隊を雇用することが目的でした。王は貴族に課税し、貴族は家来に、家来は一族や平民から納税する小麦を集めたそうです。



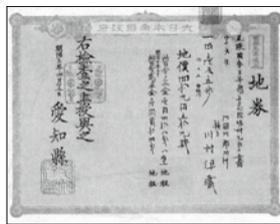
### 日本の税のめばえ

日本で最初の税制度とされる租庸調が誕生したのは、701年の大宝律令の制定からです。隣国の唐が用いていた律令という法制度にならい、より日本の国家運営に則したものと改編して制定され、国家運営の礎を固めました。



### 太閤検地

戦国時代末期に豊臣秀吉が行った太閤検地により、全国の田畑の面積や収穫量を正確に把握できるようになりました。石高制が完成したことで、統一的な年貢の徴収が可能となり、この仕組みを徳川幕府も受け継いで運用しました。



### 明治時代

国家の形とともに、税制も大変革が行われた時代です。地租改正が実施され、土地の所有者が定まり、貨幣での課税制度が定められました。貿易関税や所得税などの概念が生まれ、明治32年には、法人課税も始まりました。



### 太平洋戦争

昭和初期から太平洋戦争終了までの期間は、莫大な戦費が必要になった時代でした。増税が重なり、臨時の戦時国債が発行され、物品税や電気ガス税などが創設されたのはこの頃です。給与所得者に、源泉徴収制度も導入されました。



### 戦後～現在

戦後すぐに、納税者が自主的に税額を計算して申告する申告納税制度が定められ、青色申告制度などを盛り込んだシャブ勧告がなされたことで、戦後税制の基礎が築かれました。また、平成元年には消費税が導入されました。

## 4限目：これからの税と日本の未来

税の将来的展望として、まず挙げたいのは、赤字国債を減らす税制を真剣に考えるべき時期に来ているということです。いまの安倍総理もそうですが、これまでの内閣が行ってきた「経済対策で景気回復し、税収を増やす」という考え方では、赤字を減らす目途がなかなか付きません。

もちろん、この赤字は過去に積み上げられたもので、現在現役の人々が支払うのは不公平感を伴います。ですがそれと同時に、赤字国債を将来的にどう減らしていくかは、我々の責任でもあります。国の将来を考えるほど、減らさなければなりませんし、増やすのはもってのほかです。

竹下元総理が責任を一身に背負って消費税を導入したときのように、自分の首をかけて行動できる政治家が出てくるか、私たち自身の考え方を変えていく以外に解決法はないのです。

イギリスの産業革命という先例がありますが、既存の事業だけにしがみつくとではなく、新しい事業を開発できれば、企業の収益、税収、個人所得、国力などすべてが上昇し、うまく回り始めます。我々が納めた税金も、その事業分野をバックアップするための減税や助成金に使用され、良い循環が生まれます。

日本では、一度失敗するとなかなか敗者復活のチャンスを得られず、

ベンチャー企業が育ちにくい側面があります。カジノをつくり課税するという話がありますが、ギャンブルの税を一部でも、同じく伸るか反るかの側面の強いベンチャー企業育成支援に使うなど、思い切ったアイデアを導入する必要があるのかもしれません。

税金が、日本の将来の成長に活かされる世であってほしいと願います。

また、税金の話とセットで語るべきは『会計』です。経営者の皆様には、会社の健康診断ともいえる決算書の読み方、活用方法についてぜひ学んでいただきたいと考えていますが、その話題は次の機会に譲りたいと思います。

ぎもん・しつもん・お答えします

## 税金 Q&A

# 金地金(ゴールド)の 税金

### Q uestion

私は、貸家と駐車場の賃貸業をしている者です。昨年12月に父の相続が発生し、相続財産のなかに金地金(ゴールドのインゴット)がありました。

相続税の計算はどうなりますか？ また、相続した金地金を売却したときの税金について教えてください。

### A nswer

金(ゴールド)は、希少性のある実物資産です。資産運用のポートフォリオに金を組み入れることで、預貯金、株式、各種債券などに比べて資産価値の減少に対するリスクを軽減できることから、意外と多くの人が所有しており、相続財産になるケースも多いことと思います。

相続で分与を受けた場合は、相続税の対象となります。お父様から相続によって財産を取得したすべての人の課税価格の合計額が、基礎控除額(300万円+600万円×相続人の数)を超えるときは相続税がかかります。

金地金の評価は、お父様が購入した価格でなく、死亡日の小売価格が評価額となります。販売店等で確認してください。

次に、金地金を売却した税金について説明します。金地金の売却を業としている人は「事業所得」となりますが、通常の個人は「譲渡所得」の扱いとなります。売却するまでの所有期間に応じて、5年以内は短期譲渡所得、5年超は長期譲渡所得となります。短期・長期とも50万円の特別控除額がありますので、売却によっての利益(あなたが売却して得た収入金額とお父様が購入したときの取得価格との差額)が50万円までは所得税の負担はありません。50万円を超える場合には、短期の場合には利益から50万円を控除した金額が所得金額に、長期の場合には利益から50万円を控除した金額の2分の1が所得金額となり、総合課税の計算によって所得税が計算されます。

なお、所有期間は、相続・贈与の場合には、以前の所有者の所有期間を引き継ぎますので、相続してすぐに売却しても長期譲渡所得になるケースも考えられます。また、ケースによっては、「相続税の取得費加算の特例」の対象となり、所得税の一部が軽減されるケースもあります。取得価格が不明な場合、譲渡損の場合など詳しくは、関与の税理士または税務署等にお尋ねください。

税金Q&Aでは皆さんの  
税金への疑問にお答えいたします。  
税務に関する質問を  
[scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp) まで  
お寄せください。

### 「オススメ 勉強法」

税法は原則として常識ですが、租税特別措置法などは政策が反映されます。したがって正しく理解するためには、立法趣旨をとらえることです。どのような理念で、また目的で条文が作られたかを考えることで理解が深まります。(小林)



# 医療ステーション vol.5

今回は最近社会問題になっている医師の地域偏在が地域医療と医療経営にどのような影響を与えているかお話しします。

恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問



▲社・本郷 SCOPE  
ヘルスケアコラム

## 医師の地域偏在の影響

医師は大学の医学部で6年間座学を中心に勉強します。6年目の2月に医師国家試験があり試験に合格した学生は、本人の希望とマッチする臨床研修指定病院で2年間の初期臨床研修に臨みます。この2年間は他の医療機関でアルバイトはできません。その後3年から5年間の後期研修で専門医の資格を取得します。30歳を過ぎて医師として一人前と認められ、生計も立てられるようになります。

医師の勤務先は勤務医として大学病院や民間・公的病院、診療所がメインで、他には船医、製薬会社、コンサル会社などがあります。中には小説家になっている医師もいます。

医師数は平成26年12月31日時点で31万人を超えました。毎年4千人余りの純増となっています。また国際的に見るとOECD（経済協力開発機構）35カ国の人口1千人当たりの医師数では日本は米国、カナダに次いで30位です。トップはギリ

シャの6.3人となっています。同年の、人口1千人当たりの医療施設に従事する医師数の全国平均は2.19人です。医師の分布では、西日本（愛知県以西を西日本とする）では25府県中20府県で平均値を上回っていますが、東日本では22都道県中5都道県のみとなっています。特に東北6県はいずれも平均値を下回っています。医師の偏在は歴然として存在しています。医学部入学時に地域枠を設け、9年間医学部所在の県で勤務すると学費を無償にする制度がありますが、枠自体が小さいため偏在を解決する有効な制度にはなっていないようです。

病院で医師不足が発生すると、1人当たりの医師の負荷が高くなり疲弊感のため転職、残った医師に更に高い負荷がかかるようになり転職者が増えるという負のスパイラルに陥ってしまいます。その結果、病棟閉鎖、外来抑制、手術抑制をはじめ、救急車の受け入れができなくなるなど地域住民に総合的な医療を提供できなくなります。産科医療では隣の

県や市で出産することにもなりかねません。

1人の医師の年間売上は平均約1億円といわれています。医師の確保と定着化は医療機関の死活問題です。ところが平成16年の臨床研修義務化の制度導入をきっかけに若い医師がピラミッド型のヒエラルキーの強い大学医局から、最新の医療機器を備え症例数の多い民間病院に活躍の場を移す傾向が強くなったため、大学医局が人材不足に陥ってしまい、大学の関連病院への継続的な医師の供給が期待できなくなりました。また、医局派遣の医師が派遣元の医局へ引き揚げられ経営が行き詰まった病院もありました。

医師の分布はなぜか西高東低です。医療経営も西高東低といわれています。医療技術の供給量の違いが医療経営に反映されています。地域ごとの発症率、症例の分析データをベースに医師の配置の見直しはできないのでしょうか。

### 「オススメ勉強法」

医療に携わり始めた頃専門雑誌や新聞、お客様との話の中で不明なことをメモし、一般・療養・精神科病院の親しくなった各ベテラン事務長にワインをお土産に教を請いに訪問し、親切にご指導いただきました。そしてどういわけか指導いただいたことはしっかり記憶に残り知識の蓄積にたいへん役立ちました。日頃知りたいと強く思っていることは理解できると身につくものですね。(恒吉)

## 平成29年度税制改正大綱



岡崎泰斗

(おかざきたいと)

●大阪支部 部長

平成28年12月8日に、平成29年度税制改正大綱が与党より公表されました。ここでは、多くの方に影響のある配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて解説します。

大綱の基本的な考え方として、個人所得課税改革が挙げられます。この中でも特に注目を浴びている項目として、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがあります。

## 103万円の壁

配偶者控除が創設されたのは、1961年(昭和36年)で実に半世紀も前になります。夫が働き、妻が主婦をするという前提でつくられた制度で、納税者に控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。具体的には配偶者の年収が103万円以下(給与収入のみの場合)であれば、世帯主の所得金額から38万円が控除され、税負担額が軽減されます。

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、パート収入を103万円以内に抑える傾向があります。これがいわゆる「103万円の壁」とよばれるものです。しかし、この問題は配偶者の年収が103万円を超えた場合でも、年収が103万~141万円の間は「配偶者特別控除」とい

う制度が適用され、世帯主の所得への控除が段階的に受けられることから、税制上、「103万円の壁」は解消されたといえます。それにもかかわらず、収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に採用されていることや、「103万円の壁」が心理的な壁として作用されていることが指摘されています。

一億総活躍社会のもと、上記のような就業調整をめぐる課題にメスを入れるため、次のような見直しがありました。

## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

今回の税制改正大綱では、この配偶者控除の仕組みが拡充される

形で改正が進められました。具体的には、妻の収入が150万円までは38万円の配偶者控除または配偶者特別控除が受けられ、それを超えても201万円までは配偶者特別控除が受けられるようになります。一方で、世帯主の収入が1,120万円を超える世帯への適用については、段階的に控除額が減少していく仕組みが新たに追加されました。(下記表参照)。法案が可決された場合、適用時期は平成30年1月1日以降の所得が対象となります。

今回の改正により、中流層を中心に新たに300万世帯が減税になるといわれているので、今後注目です。

配偶者控除・配偶者特別控除額一覧表

		納税者本人の給与収入			
		1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下	1,220万円超
配偶者の給与収入	150万円以下	38	26	13	0
	155万円以下	36	24	12	0
	160万円以下	31	21	11	0
	167万円以下	26	18	9	0
	175万円以下	21	14	7	0
	183万円以下	16	11	6	0
	190万円以下	11	8	4	0
	197万円以下	6	4	2	0
	201万円以下	3	2	1	0
	201万円超	0	0	0	0

※平成29年度税制改正の大綱より再構成。平成30年1月1日以降の所得が対象となる。

## 「オススメ勉強法」

身につけたいジャンルの本を「多読」することです。学生時代に読んだ自己啓発本に、多読のすすめをしている本があり、その影響を受けて今でも実践しています。多読とは、文字通り「たくさん読む」という意味です。著者が変われば見解や切り口も異なります。1冊の本から得られる情報のみを鵜呑みにするよりも、深い知識を得られるというメリットがあります。オススメです。(岡崎)



菊島陽子  
(きくしまようこ)

●カンボジア支部

カンボジアでは、月次で4種類の税金の税務申告、および年次による法人税の申告が義務付けられています。今回はカンボジアの税制にかかる概要について解説致します。

## 1.付加価値税 (Value Add TAX : 以下VAT)

カンボジア国内で課税登録業者が商品又はサービスの提供を行う、カンボジアへ商品を輸入する等により発生する税金で、日本の消費税のような税金です。税率は原則10%ですが、公共郵便サービス、銀行取引サービスなど一部の取引は非課税です。売上にかかるVATから仕入にかかるVATを控除した金額が月次で納税すべきVAT額となります。

## 2.給与税 (Tax on Salary)

従業員へ支給する給与、各種手当、賞与等、または会社が従業員のために支払う経済的便益に対して課税する制度です。給与、手当、賞与等については、カンボジア居住者の場合、全世界所得に対して0~20%までの累進課税、非居住者の場合は、カンボジア源泉所得に対して一律20%が適用されます。会社が従業員のために支払う経済的便益は、例えば、従業員の住居にかかる家賃代や食事代、子供の教育費等が該当し、一律

20%が課税されます。給与税は雇用者が給与を支給する時に源泉徴収して月次で申告納税しますが、経済的便益の源泉徴収は実務上難しいため納税額は別途会社負担となるケースが多くなります。

## 3.源泉徴収税 (Withholding Tax)

カンボジアの源泉徴収税は、カンボジア国内居住者への支払い、および非居住者への支払いにおいて課税されます。課税対象となる支払および税率は下図の通りです。源泉徴収税は、支払った時、または会計上発生した時の早い方のタイミングで、月次で申告納税します。

## 4.法人税 (Tax on Profit)、前払い法人税 (Prepaid Tax)

カンボジアの法人税率は原則20%です。投資適格プロジェクトの認可を受けた場合は、一定期間、法人税免税が適用されます。法人税は年度末後3ヶ月以内に、益金・損金調整を行い算出します。

一方、前払い法人税は売上高の1%を月次で納税する制度で、年度末後に計算する法人税と相殺することが可能です。

なお、税務当局は、前払法人税の制度を近い将来撤廃することを検討しているという情報もあり、今後の動向に注意が必要です。

課税対象	税率
①居住者への支払い	
税務登録をしていない企業や個人へ支払うマネージメント・コンサルティングを含む各種サービス料	15%
無形固定資産に対するロイヤルティ、鉱物資源への利益の支払い、金融機関以外への支払い利息	15%
動産、不動産への賃貸料	10%
金融機関からの利息 (定期性預金)	6%
金融機関からの利息 (流動性預金)	4%
②非居住者への支払い	
支払利息	14%
ロイヤルティ、賃貸、その他資産の利用に対する支払い	14%
マネージメント、技術サービスに対する支払い	14%
配当	14%

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。

● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

## 「オススメ勉強法」

勉強しやすい環境を見つけることは、勉強を捗らせるための大事な要素だと思います。私にとってそれは図書館でした。勉強に疲れたら図書館にある雑誌等を読んで気分転換もできます。ただ、勉強時間よりも気分転換時間が長くなってしまうこともたまに……。 (菊島)

自社株

タワー  
マンション

広大地

納税義務

- 企業オーナーの方 自社株評価の見直しで、あなたは得する!?損する!?
- 地主の方 広大地評価が厳しくなる?
- 資産家の方 タワーマンション税制、固定資産税の見直しから着手?
- 国外居住をお考えの方 あなたは10年の居住に耐えられるか?

辻・本郷 税理士法人 主催

参加費無料

# 平成29年度 税制改正 セミナー

開催地	開催日	会場	講師
東京①	2/17(金)	JR新宿ミライナタワー 28階 セミナールーム	井口 南聖子/柿沼 慶一
東京②	2/28(火)		
札幌	2/22(水)	JRタワーオフィスプラザさっぽろ 12階	木村 信夫/青柳 淳行
青森	2/23(木)	青森県観光物産館アスパム 4階 奥入瀬	藤 正宏/田邊 龍彦
盛岡	2/28(火)	ホテルルイズ 松の間	藤 正宏/内藤 智之
仙台	2/21(火)	TKPガーデンシティ仙台(AER21階)ホール21-C	平川 亮/藤原 陽一
新潟	2/28(火)	NSG学生総合プラザSTEP 3階 研修室B	山口 拓也/真野 桃太
大宮	2/22(水)	TKP大宮ビジネスセンター ホール1	山口 拓也
横浜	2/23(木)	TKPガーデンシティ横浜 ホール6D	鈴木 正彦/杉本 ユカ
名古屋	2/28(火)	ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 葵	三好 正晃/棚山 礼司
大阪	2/23(木)	淀屋橋サウスビル 8階 会議室	吉岡 健二/岡崎 泰斗
福岡	2/24(金)	TKP博多駅前シティセンター 8階 ホールC	二ノ宮 伸幸/森脇 秀樹
沖縄	3/ 2(木)	沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室	喜舎場 耕太/清水 祐樹

開催時間

各会場 14:00 ~ 16:00 (受付13:30 ~) ※沖縄会場のみ 10:00 ~ 12:00 (受付9:30 ~)

◆お申込み & お問い合わせ



0120-730-706

【受付時間】9:00 ~ 17:30  
※土日・祝日・年末年始除く

●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

L  
U  
N  
I  
O  
N

# 脈動するインバウンド市場 vol.10

## 2016年の年間訪日外国人数は2,403万9千人

2015年に引き続き、過去最高数を更新。2020年に4000万人の目標に向けて弾みとなりました。母数の多い近隣国、伸び率の高い新興国、長期滞在する欧米系と、ひとくちに訪日外国人といっても傾向が違います。ここでは、2016年の訪日外国人の動向について解説します。



### 圧倒的に多い 東アジア4地域

中国、韓国、台湾、香港の4つの地域からの訪日客は1,700万人を超え、全体の7割強を占めました。中国は前年の500万人弱から600万人超に、韓国は400万人から500万人超に、台湾は367万人から400万人超とそれぞれ節目の数字を超えました。

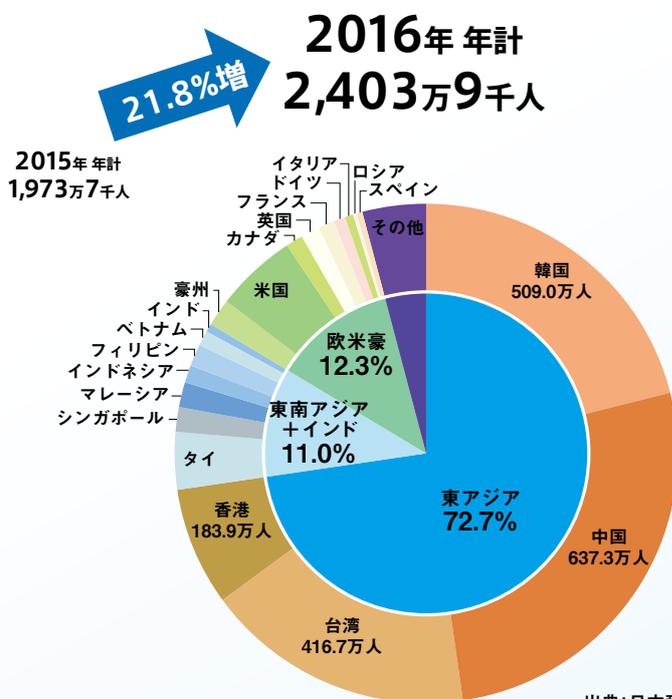
また、香港からの訪日客も150万人超から180万人超へと躍進しました。母数となる人口が多い中国は、まだまだ伸びしろがあります。韓国は人口の10人に1人が、台湾は人口の6人に1人が、香港に至っては4人に1人が訪日している計算になります。特に韓国、台湾、香港はリピーターが多く、メインストリームの観光地だけではなく、地方やマイナーな観光にも積極的に足を運んでいるようです。

特に、インスタグラムやFacebookを始めとしたSNSに写真映えがしたり、他の誰もが行っていないような観光をしたいというニーズが増えているようです。

### 躍進する東南アジア 成熟する欧米

一方、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ベトナムは軒並み、前年比で30%近い伸び率を見せており、ボリュームとしては全体の1割程度とは言え、存在感を増しています。30万5千人から39万4千人(29.1%増)となったマレーシア、20万5千人から27万1千人(32.1%増)となったイン

訪日外客数のシェアの比較2015年/2016年



ドネシア、18万5千人から23万3千人(29.6%増)となったフィリピン、18万5千人から23万3千人(26.1%増)となったベトナムは、国民1人あたりのGDPも右肩上がり、LCC(格安航空会社)の就航と相まって、まだまだ伸びの期待出来る地域です。インドネシア、マレーシアなど人口のボリュームが大きく、これまで訪日客が少なかった国々ですが、ムスリム(イスラム)向けにアルコールや豚肉抜きの食事の対応をする飲食店の取り組みなども寄与しています。

欧米圏からの外国人数も120万人を突破した米国、初めて40万人を突破したオーストラリア(44万5千人)を筆頭に堅調な伸びを見せた。欧州からの訪日外国人は滞在日数が長く、1人あたりの消費金額(宿泊費含む)も多い傾向があるため、人数だけでは計れないメリットが生まれます。大きく分けて3つの訪日客、すなわち「ボリュームの多い近隣国の東アジア」、「旅行意欲が旺盛な新興国」、「長期滞在の欧米系」ごとに、最適な受け入れ体制を整えることが肝要です。

# 徳田孝司の マルトク 「月刊 トク堂」

#6 自社株式をキャッシュ化しよう  
～オーナーの手元資金を厚くする～

## 1. 売れないオーナー株式

オーナーにとっての悩みの一つが、売れない自社株に対する相続税の負担です。決算の数字が上げればよいほど株式評価額が上がります。ますます手持ち資金とのギャップが広がります。それでも、会社経営をする限り自社株を売るわけにもいきません。

## 2. 売却先はグループ会社

そんな中、売却先の候補として挙がるのは、自社のグループ会社(新設含む)です。経営権を維持しながら、売却により株式が現金化され、またその後の株価上昇リスクを回避することにもなります。

法人への売却評価額については、いわゆる時価として税務上認められている金額となりますので、相続税評価額と比較

していくらか高い水準の金額で行うこととなります。

## 3. 売却したらどうなるの？

下表をご覧ください。オーナーの所有する株式の半分を時価で売却した場合のシミュレーションです。売却に伴い譲渡税が約1280万円生じますが、現金として約6800万円を手に入れることができます。現金化することで売却後の財産額は3200万円増えるものの、売れないオーナー株式は3600万円減少することとなります。

なお、現金化により相続財産が3213万円増加しますが、うち現金が6813万円増えていますので、相続税額4165万円に充てることができます。一方、オーナー株式は半減したため、将来の株価上

昇リスクの軽減にもなっています。

## 4. 大切なことは、健全な財産構成と手元資金

当たり前の話ですが、税金は結果としてかかるものです。相続税が高いが故に節税対策に意識が向きがちですが、財産を本来の健全な構成に再構築することがより大切なことです。そして、手元資金を厚くして個人としての流動性を確保することです。

徳田孝司 トク

## 未上場株式売却シミュレーション

評価方法	一株あたり評価額	評価総額	オーナーの所有株評価額	売却代金	オーナー手元現金
時価(会社方式)	15,000円	30,000万円	18,000万円	9,000万円	6,813万円
特種評価額	6,000円	12,000万円	7,200万円		

## 売却前後のオーナーの財産変動

	売却前	売却後	差額
売却資金	0	6,813万円	6,813万円
未上場会社株式	7,200万円	3,600万円	▲3,600万円
合計	7,200万円	10,413万円	3,213万円
相続税	2,880万円	4,165万円	1,285万円
現金収支	▲2,880万円	2,848万円	5,528万円

前提条件 ①発行済株式総数 2万株 ②オーナーの株式所有割合 60% ③時価会社への売却税率 30% ④譲渡税率 40%

## 「オススメ 勉強法」

いろいろな関連の本を数多く読むより、チャンとしたものを一冊、どこに何が書いてあるかまで、何回となく読みこむことがよかったです。古いけど、簿記の勉強の際使った沼田憲徳先生の『簿記教科書』なんか懐かしいな。(徳田)

ぶらぶら徳田理事長と行く

# ぶらトク

#010

## 開港の地で横浜三塔物語の巻

撮影協力:

横浜赤レンガ倉庫、横浜港大さん橋国際客船ターミナル、横浜税関、横浜市開港記念会館



今回のパートナー

横浜相続センター長

税理士 杉本 ユカさん

難しい税制をわかりやすくをモットーに相続のプロフェッショナルとして活躍中



赤レンガ倉庫

赤レンガ倉庫の南東端から3つの塔がよく見える。



大さん橋

大さん橋からは、手前にKingとQueenが、Jackはかるうじて見える。



神奈川県庁

神奈川県庁の正面からは、KingがQueenとJackを従えているように見える。



新旧が混在する港町で願掛け  
横浜には、昔の姿をいまま残す三つの塔(神奈川県庁「キング、横浜税関「クイーン、横浜市開港記念会館「ジャック)があり、その3塔を同時に見られるのは3箇所しかありません。その3箇所を1日で巡ると願いが叶うという言い伝えがあると聞いて、横浜相続センター長を務める杉本ユカさんは理事長をお

誘いました。  
長い歴史を持つ街並みを歩いていると、先人たちの痕跡がそこかしこにあり、理事長も興味深く見つめていました。今年7月に100周年を迎える横浜市開港記念会館になぞらえ、「横浜相続センターが100年活躍できますように!」と、大きな願掛けをすることができました。



神奈川県庁 King



Kingは横浜県庁。杉本さんの願いは「県庁のすぐ側にある横浜スタジアムで日本シリーズを見ること」



横浜税関 Queen



Queenの建物は横浜税関。「同じ税と言ってもあまり馴染みがないねえ」とは理事長。



Jack 横浜市開港記念会館



Jackは開港記念館。今年100周年を迎える銘建築。レトロなホールを見て「セミナーにどうかな」と杉本さん。



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!  
★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。  
★=[.....]



快眠環境をみなさまに



# SPACE D

space of dreams

充実した室内設備

- 調光・角度調節付きルームライト
- 携帯電話やメガネ等の小物入れ
- コンセント、USBジャック
- スイッチ付き換気扇
- アラーム付きデジタル時計

## コトブキシーティングのカプセルベッド [スリープカプセル]

「限られた小さな環境づくりだからこそ、快適性の真価が問われる」。この課題を追求した製品が、コトブキシーティングのカプセルベッド“スリープカプセル”です。1979年に大阪に誕生した世界初のカプセルホテルに納入して以来、国内のみならず、海外の宿泊施設でも多数採用されています。

- 省スペースで個室化を実現
- 不燃アルミパネルによる高い防火性能
- 既存施設への導入も可能

納入実績	
[仮眠施設]	1,100施設 18,000床
[カプセルホテル]	180施設 22,000床



コトブキシーティング株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2-1 カプセル営業部 TEL.03-5280-5606 FAX.03-5280-5775

[www.kotobuki-seating.co.jp](http://www.kotobuki-seating.co.jp)

スリープカプセル 🔍



WebSite

札幌支部	〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西2-5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ12階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈支部	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野支部	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋支部	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6F TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井支部	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内内通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田支部	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和支部	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府支部	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅前中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄支部	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

学生の頃は勉強が嫌で、早くテストの無い社会人になりたいと思っていました。改正される税法に対応すべく、日々税務の勉強を重ねる税理士・会計士の方々には尊敬するばかりです。特集の田中先生の講義を聴かせていただきましたが、わかりやすく、自分も学生時代にこんな先生に出会っていれば…という気持ちになりました。(東方)

ついに税金を学ぶ特集が始まりました。頭脳明瞭で努力家の税理士さんたちが、毎日学び、経験を積み重ねてやってお仕事にできる税金というジャンル。果たして専門外の私にどれくらい分かるのかと思いましたが、田中弘先生の丁寧な解説は分かりやすく、よく理解することが出来ました。第2弾、第3弾も楽しみです。(浦田)

次号予告  
税にまつわる  
映画案内

4営業日後  
納品可能!!

小ロット

## 封筒印刷

「すぐ必要」

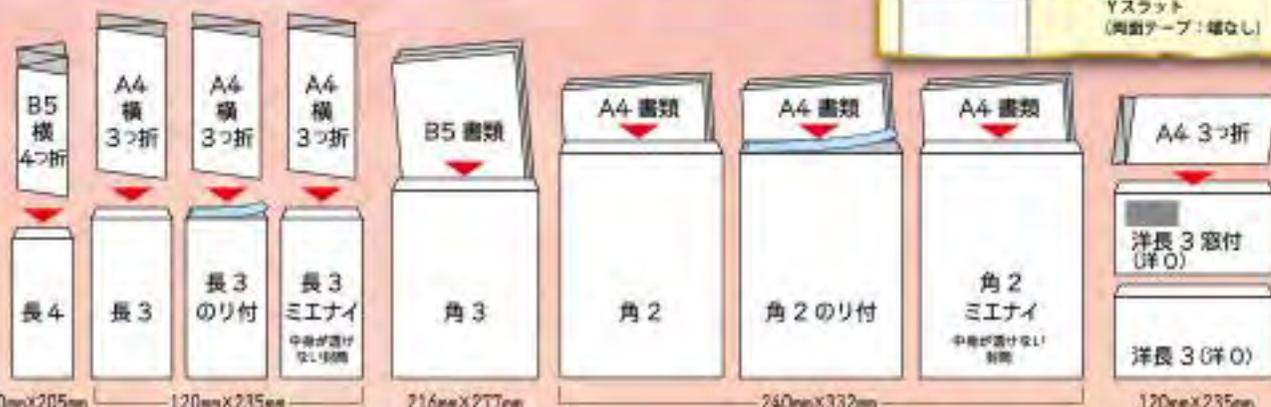
「使用頻度が  
少ない」

100枚 3,780円(税込)~

そんな封筒、お気軽にご用命ください!

封筒サイズ お選びいただけます!

スラットのり付

のり残工はテープの端が出ない  
[Yスラット]タイプです。10mm幅  
Yスラット  
(両面テープ: 確なし)封筒色 お選び  
いただけます!

(例) ※実際の色とは異なります。

EC ブルー	EC グレー	EC ピンク	EC グリーン
EC クリーム	EC アグア	EC ホワイト	Kカラー グレイ
Kカラー クリーム	Kカラー スカイ	BS セント	クラフト

フルカラー印刷も!

長3封筒 100枚 3,780円(税込)~  
黒1色 500枚 8,424円(税込)~角2封筒 100枚 5,940円(税込)~  
黒1色 500枚 16,956円(税込)~

※封筒代はのり代です。

初回 1色 1620円(税込)  
版下代 フルカラー 3,240円(税込)SCOPE をお店に  
お持ちいただいた方

版下代 0円

2017年3月31日まで

はんこ屋さん21

全国300店舗の信頼と実績!!

新宿南口店

新宿区新宿4-3-15

はんこ屋さん21 新宿南口店

検索

新宿南口店 TEL:03-6632-9148  
FAX:03-6680-8529はんこ屋さん21 新宿南口店  
「便利なアクセス」JR「新宿駅」ミライナタワー改札から 徒歩3分  
地下鉄「新宿三丁目」駅E7出口から 徒歩30秒新宿区新宿4-3-15 営業時間▶平日9:00~19:00  
E-mail:hanko@kalsapa.net 定休日▶土曜・日曜・祝日